

第1回中央職業能力開発促進協議会 議事次第

〔 令和4年9月30日(金) 9:30～11:30
W e b 会 議 開 催 〕

1 開会

2 議題

- (1) 中央職業能力開発促進協議会及び地域職業能力開発促進協議会の設置
- (2) 令和3年度公的職業訓練の実績
- (3) 今後の人材ニーズ
 - 3-1 デジタル推進人材の育成にかかるハロートレーニングの取組
 - 3-2 今後の人材ニーズに関する関係省庁からの報告
- (4) 公共職業訓練の効果分析
- (5) 令和5年度全国職業訓練実施計画の策定方針
 - 5-1 ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る令和5年度概算要求
 - 5-2 令和5年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針について
- (6) 職業能力の開発及び促進の向上に資する取組
 - 6-1 職場における学び・学び直し促進ガイドライン等

3 閉会

【説明資料】

- 資料1-1 中央職業能力開発促進協議会開催要綱
- 資料1-2 第1回中央職業能力開発促進協議会出席者名簿
- 資料1-3 中央職業能力開発促進協議会の概要
- 資料1-4 地域職業能力開発促進協議会の設置・運営について（通達）
- 資料1-5 地域職業能力開発促進協議会の概要
- 資料2-1 ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績
- 資料2-2 ハロートレーニング（公的職業訓練）の実施状況（全体版）
- 資料3-1 「デジタル人材の育成・確保」の厚生労働省の取組
- 資料3-2 経済産業省の取組（経済産業省資料）
- 資料3-3 リカレント教育の推進に関する文部科学省の取組について（文部科学省資料）
- 資料4 公共職業訓練の効果分析について
- 資料5-1 ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る令和5年度概算要求
- 資料5-2 令和5年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）
- 資料6-1 職場における学び・学び直し促進ガイドライン(令和4年6月策定)について
- 資料6-2 人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

【参考資料】

- 参考資料1 令和3年度地域訓練協議会(令和3年度第2回実施分)で出された主な意見
- 参考資料2 令和3年度における全国職業訓練実施計画
- 参考資料3 令和4年度における全国職業訓練実施計画

ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績

資料2-1

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

		総計		
分 野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	1,513	24,460	18,635
	営業・販売・事務分野	2,786	45,507	33,173
	医療事務分野	611	9,738	7,101
	介護・医療・福祉分野	1,833	21,163	13,671
	農業分野	85	1,230	932
	旅行・観光分野	43	779	413
	デザイン分野	657	12,214	10,502
	製造分野	1,510	18,101	12,447
	建設関連分野	585	7,753	5,832
	理容・美容関連分野	285	3,516	2,434
	その他分野	874	10,389	8,779
（求職者支援訓練 基礎コース）	基礎	582	9,061	5,217
合計		11,364	163,911	119,136
（参考） デジタル分野		1,255	22,622	17,680

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、令和3年度中に開講したコース及び前年度から開始し令和3年度中に終了したコースの数。

求職者支援訓練については令和3年度中に開講したコースの数。

「定員」

令和3年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

令和3年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員に対する受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、令和3年度末までに終了したコース、求職者支援訓練については、令和3年12月末までに終了したコースについて集計。

「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

※ 応募倍率、就職率については、高いものから上位3分野を赤色セル、下位3分野を緑色セルに着色して表示している

		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
分野		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率 (注)
公共職業訓練 + 求職者支援訓練 (離職者向け) (実践コース)	IT分野	1,276	20,418	15,833	110.0%	77.5%	69.0%	221	3,837	2,651	101.1%	69.1%	59.9%
	営業・販売・事務分野	1,907	31,909	25,259	108.5%	79.2%	71.3%	832	12,945	7,314	70.0%	56.5%	53.9%
	医療事務分野	489	7,863	5,996	98.7%	76.3%	77.2%	122	1,875	1,105	71.6%	58.9%	66.8%
	介護・医療・福祉分野	1,479	15,356	10,356	85.1%	67.4%	84.7%	292	4,742	2,449	63.1%	51.6%	71.1%
	農業分野	36	453	325	95.6%	71.7%	68.1%	7	105	45	50.5%	42.9%	86.4%
	旅行・観光分野	34	608	360	70.2%	59.2%	59.1%	5	91	19	26.4%	20.9%	41.2%
	デザイン分野	274	4,807	4,519	224.9%	94.0%	66.4%	374	7,277	5,863	133.5%	80.6%	61.8%
	製造分野	32	398	266	78.4%	66.8%	72.6%	9	123	67	61.8%	54.5%	74.3%
	建設関連分野	70	918	657	90.1%	71.6%	69.4%	75	1,017	643	85.6%	63.2%	56.3%
	理容・美容関連分野	90	421	366	126.8%	86.9%	80.9%	195	3,095	2,068	90.8%	66.8%	61.7%
	その他分野	207	1,943	1,306	97.6%	67.2%	72.6%	77	1,236	819	94.0%	66.3%	54.5%
(求職者支援訓練 基礎コース)	基礎	—	—	—	—	—	—	582	9,061	5,217	71.8%	57.6%	52.8%
合計		5,894	85,094	65,243	109.5%	76.7%	73.1%	2,791	45,404	28,260	84.8%	62.2%	—
(参考) デジタル分野		639	11,520	8,828	150.5%	76.6%	64.3%	516	9,718	7,530	125.8%	77.5%	60.7%

(注) 求職者支援訓練の就職率は令和3年12月末までに終了したコースについて集計。

	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
分 野	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	16	205	151	110.7%	73.7%	81.3%	0	0	0	—	—	—
営業・販売・事務分野	19	289	250	134.6%	86.5%	85.2%	28	364	350	132.4%	96.2%	88.7%
医療事務分野	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
介護・医療・福祉分野	62	1,065	866	108.4%	81.3%	86.1%	0	0	0	—	—	—
農業分野	42	672	562	117.9%	83.6%	87.5%	0	0	0	—	—	—
旅行・観光分野	4	80	34	61.3%	42.5%	69.0%	0	0	0	—	—	—
デザイン分野	9	130	120	134.6%	92.3%	74.8%	0	0	0	—	—	—
製造分野	211	2,815	1,508	68.7%	53.6%	82.5%	1,258	14,765	10,606	89.5%	71.8%	87.4%
建設関連分野	113	1,700	1,082	83.6%	63.6%	80.0%	327	4,118	3,450	102.4%	83.8%	87.5%
理容・美容関連分野	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
その他分野	125	2,080	1,381	95.9%	66.4%	77.8%	465	5,130	5,273	143.5%	102.8%	86.4%
合 計	601	9,036	5,954	90.1%	65.9%	81.8%	2,078	24,377	19,679	103.7%	80.7%	87.4%
(参考) デジタル分野	9	85	63	121.2%	74.1%	85.1%	91	1,299	1,259	170.2%	96.9%	86.1%

指標から分析した改善すべき方向性

就職率 高

【就職率「高」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズの観点からは効果的な訓練と言えるが、受講者ニーズをとらえ切れていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 訓練コースが、求職者にとって応募や受講がしやすい募集日程・訓練日程となっているか要検討。
- 受講勧奨の段階で、訓練コースの内容や効果に関する周知の強化について要検討。

応募倍率
低

【就職率「高」・応募倍率「高」の分野の改善方策】

求人ニーズ、求職者ニーズを踏まえた効果的な職業訓練と言える。

<考えられる改善の方向性>

- 応募倍率が100%を超えている場合には、申込者数に応じた定員の拡充について要検討。

応募倍率
高

【就職率「低」・応募倍率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズ、受講者ニーズ双方をとらえ切れていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズ、受講者ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 訓練コースの周知や受講勧奨に課題がないか要検討。
- 以上を講じても改善されないときは訓練コースの縮小を要検討。

【応募倍率「高」・就職率「低」の分野の改善方策】

求人ニーズをとらえ切れていない可能性があるとともに、受講者に就職率が低いことが伝わっていない可能性がある。

<考えられる改善の方向性>

- 求人ニーズに即した訓練内容になっているか要検討。
- 就職支援策に課題がないか、強化する必要があるか要検討
- 受講勧奨時に、受講者に必要な情報が伝わっているか、要検討。

就職率 低

「デジタル人材の育成・確保」の厚生労働省の取組

資料3-1

①現状と課題

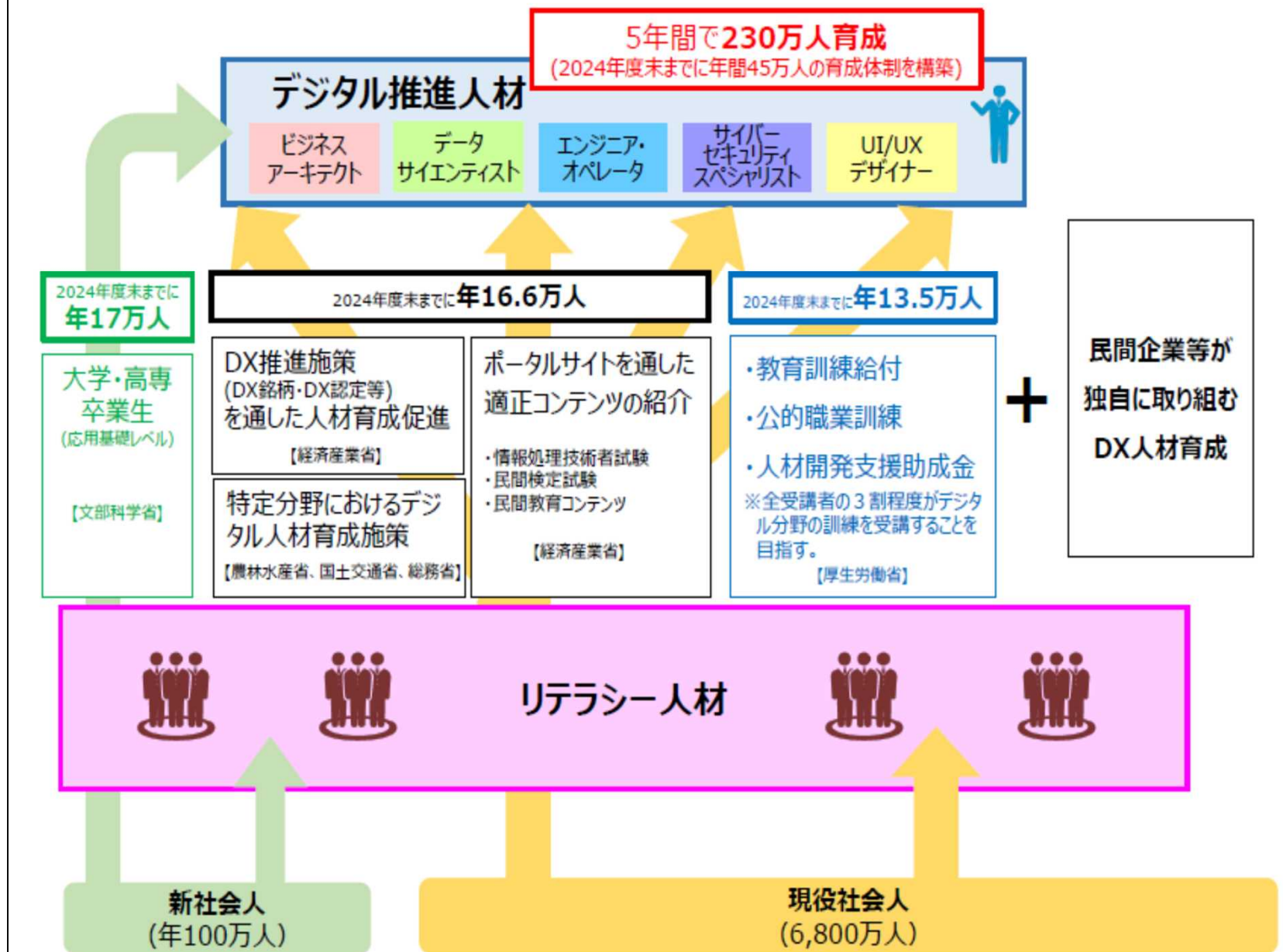
- いずれの取組においても、デジタル分野の受講者数が少ない（デジタル分野の訓練・講座の拡充、制度の一層の周知・広報が必要）
- 公的職業訓練については、訓練コースの地域偏在も課題（IT分野の資格取得を目指す訓練コース未設定地域：13県（令和2年度実績））

②対応の方針

- 以下の工程表に沿って、デジタル分野の訓練・講座の拡充と制度の一層の周知・広報の強化に取り組み、受講者数増を図る。

		現状	2022年度	2023年度	2024年度以降
離職者等向けの支援	公共職業訓練 求職者支援訓練	デジタル分野の訓練受講者数 約2.5万人（2020年度）	IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せなどによりデジタル分野の重点化を実施	地域の訓練ニーズを反映する協議会の法定化	デジタル分野の訓練受講者数 70,000人（2024年度）
	教育訓練給付	デジタル分野の受講者数 約0.4万人（2019年度）	デジタル分野の講座の充実 民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化		
企業のデジタル人材育成・確保支援	人材開発支援助成金	デジタル分野の受講者数 約1万人（2020年度）	ITSSレベル2以上の訓練を高率助成に位置づけ 民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化		デジタル分野の受講者数 65,000人（2024年度）

【参考】デジタル人材の育成目標の実現に向けて



地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

令和5年度要望額3.0億円(新規)



文部科学省

事業を実施する背景・概要

- 大学等がリカレント教育を継続的に実施するための課題として、**ニーズ把握やそれに対応した教育プログラムの提供、受講生確保に向けた広報・周知等**が挙げられている。(文科省調査より)
- これらの課題解決に向けた取組は、個別の教育機関単位ではなく、**地域単位で行うことが効果的・効率的であると考えられ、さらに、リカレント教育の取組を地域に根付かせ、地域ニーズに応じた人材育成に資するものと考えられる。**
- このため、**大学コンソーシアムや自治体等において、①地域に分散している人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約、③それらのマッチング、④広報・周知等**を産業界のニーズを踏まえながら効果的・効率的に実施する体制を整備できるよう、**産官学金の対話の場(リカレント教育プラットフォーム)の構築や、コーディネーターの配置等**に必要な経費を措置し、**地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化**を図る。

事業スキーム

【委託対象】大学コンソーシアム・自治体等(10か所×3,000万円程度)



【主な実施事項】

* 赤字は特に重要な部分

- リカレント教育に関する人材ニーズの調査
- コーディネーター配置
- 大学等のシーズと地域ニーズのマッチング
- プログラムや事例の広報・周知(コンテンツ集約)
- プログラム開発の後方支援
- 連携委員会開催
- 自走に向けたコンサルティング
- 成果のとりまとめ・全国展開

政府文書等における提言

「骨太の方針」(令和4年6月7日閣議決定)

- (略) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、**成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。**

「教育未来創造会議提言」(令和4年5月政府会議決定)

- 大学等において、**産業界や地域のニーズに合ったリカレント教育を推進するため、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育実施に向けた支援を行う。**

自民党「教育・人材力強化調査会」提言

- **地域の産学官等で、求めるプログラム等について議論する場を設け、産官学連携でプログラムを開発するなど、地域に密着したリカレント教育プログラム開発の支援**

事業を通じて得られる成果(インパクト)

- ✓ 地域の人材ニーズの把握やニーズに合ったプログラムの開発・提供・運用改善、広報・周知やコンテンツ集約の実現。
- ✓ コーディネーターの配置を通じて、大学等が提供できるシーズと地域や産業界のニーズの効率的なマッチングの実現。
- ✓ ニーズに応えたプログラムを継続的に提供する好循環を創出し、**人材供給を通じての地域課題解決の実現。**

ハロートレーニング（公的職業訓練）に係る 令和5年度概算要求

資料5-1

公共職業訓練 （障害者訓練を除く）

要求額 約1,000億円（約968億円）
訓練規模 約35.3万人（約35.0万人）

要求額 訓練規模

離職者訓練

約15.5万人（約15.5万人）

施設内訓練 約655億円（約623億円） 約3.4万人（約3.4万人）

委託訓練 約345億円（約345億円） 約12.1万人（約12.1万人）

在職者訓練

※

約17.7万人（約17.4万人）

（生産性向上訓練を含む）

学卒者訓練

※

約2.1万人（約2.1万人）

※ 公共職業訓練のうち、離職者訓練（施設内訓練）、在職者訓練及び学卒者訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練（施設内訓練）に含んで記載。

要求額
訓練規模

約1,170億円（約1,140億円）
約41.2万人（約40.9万人）

障害者訓練

要求額 約54億円（約55億円）
訓練規模 約0.6万人（約0.7万人）

要求額 訓練規模

離職者訓練

約54億円（約55億円） 約0.6万人（約0.7万人）

施設内訓練 約40億円（約40億円） 約0.2万人（約0.2万人）

委託訓練 約14億円（約15億円） 約0.3万人（約0.4万人）

在職者訓練

約0.1万人（約0.1万人）

施設内訓練 ※ 約0.1万人（約0.1万人）

委託訓練 ※ 約0.03万人（約0.03万人）

※ 障害者訓練のうち、在職者訓練の施設内訓練及び委託訓練の予算は切り分けができないため、予算額については、離職者訓練に含んで記載。

求職者 支援訓練

要求額 約116億円（約117億円）
訓練規模 約5.3万人（約5.2万人）

（求職者支援制度全体 約282億円（約278億円））

公共職業訓練（離職者訓練）
+ 求職者支援訓練

訓練規模
約20.8万人
（約20.7万人）

公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

(内線5926、5600)

令和5年度概算要求額 5.4億円 (4.6億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※公的職業訓練全体1,116億円 (1,085億円)

労働保険特別会計		
労災	雇用	徴収
	○	

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月閣議決定)において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練において、民間訓練実施機関に対するインセンティブとして令和4年度から実施している①IT分野の資格取得を目指す訓練コースにおける委託費等の上乗せを引き続き実施するとともに、令和5年度からは、新たに、②WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースを委託費等の上乗せの対象とする。

また、③就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだ訓練コースに対する委託費等の上乗せ、④オンライン訓練におけるパソコンや通信機器の貸与を行うことにより、デジタル推進人材を育成する。

2 事業の概要

①IT分野の委託費等の上乗せ

【継続】

ITスキル標準(ITSS)レベル1以上の資格取得を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ(未実施地域は更に1万円上乗せ)

②WEBデザイン等のデジタル分野の委託費等の上乗せ

【新規】

WEBデザイン等のデジタル分野の資格取得等を目指す訓練コースで、就職率等が一定割合以上の場合、委託費等を1人当たり月1万円上乗せ

③企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ

【新規】

就労に結び付く実践的な経験を積むための企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せ

④オンライン訓練におけるパソコン等の貸与

【新規】

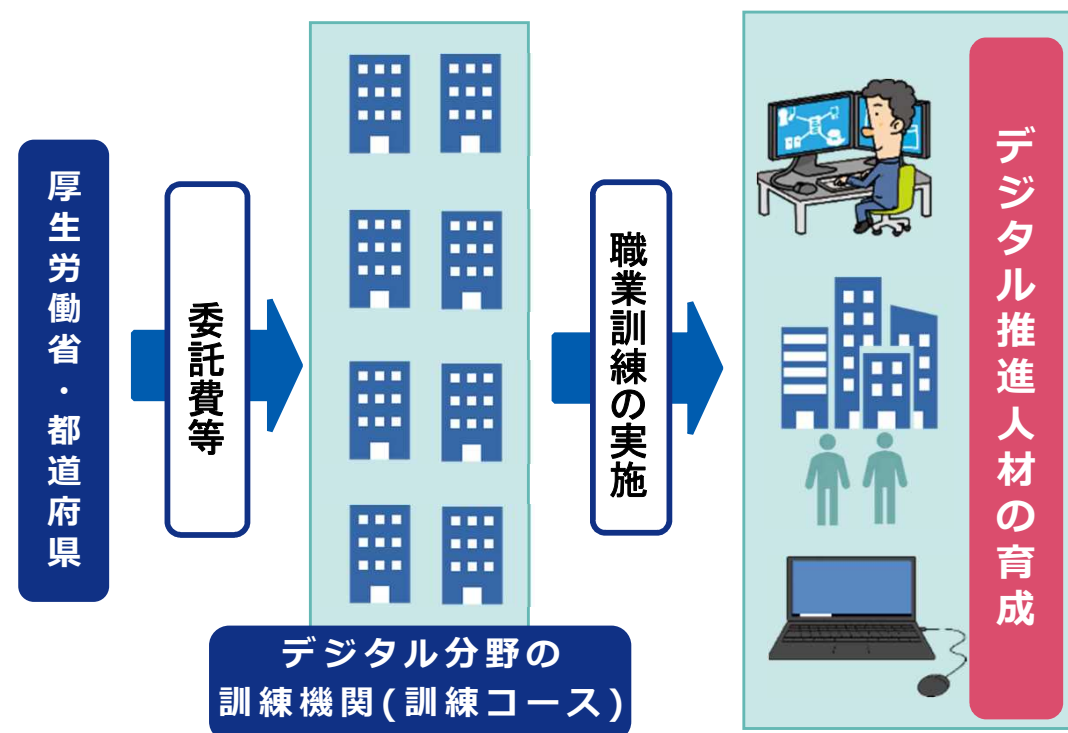
オンライン訓練(eラーニングコース)において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

※③、④はそれぞれ①、②と併給可能

※④はデジタル分野以外の訓練も対象

※いずれも令和8年度末までの時限措置

3 スキーム・実施主体等



令和4年度計画と同程度の規模で人材を育成

実施状況 の分析

①就職率が高く、応募倍率が低い分野

（R3実績に該当する訓練分野）「介護・医療・福祉」

- ・ 応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討が必要。
- ・ 訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。

②応募倍率が高く、就職率が低い分野

（R3実績に該当する訓練分野）

「IT分野」「デザイン分野」

- ・ 求人ニーズに即した訓練内容になっているか、就職支援策が十分か、検討が必要。
- ・ 「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化が必要。

計画と実績 の乖離

③求職者支援訓練のうち基礎コースはR3年度計画では認定規模の50%程度としていたが、実績は2割

- ・ 就労経験が少ない者等の就職困難者には、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースが有効。
このため、基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定が必要。

④委託訓練の計画数と実績の乖離

- ・ 訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を進めるとともに、実態を踏まえた計画数の検討が必要。

人材ニーズを踏まえた設定

⑤デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題（デジタル田園都市国家構想基本方針）

- ・ 職業訓練のデジタル分野への重点化が必要。

意義

- 「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」は、職場における人材開発（「人への投資」）の抜本的強化を図るため、**企業労使が取り組むべき事項等を体系的に示した**もの。
- 企業の人的資本投資（人的資本経営）への関心が高まっている。「ガイドライン」は、**「労使双方の代表」を含む公労使が参画する労働政策審議会（人材開発分科会）における検討・審議を経て、公的に初めて、その「具体的内容や実践論」の全体像を体系的に示す**もの。

内容面のポイント

- 変化の時代における**労働者の「自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直し」の重要性**と、学び・学び直しにおける**「労使の協働」の必要性**を強調。企業労使の実践に資するよう、「Ⅰ 基本的な考え方」に続き、「Ⅱ 労使が取り組むべき事項」、「Ⅲ 公的な支援策」の3部で構成。
- 「Ⅱ 労使が取り組むべき事項」においては、**「学びのプロセス」**（①能力・スキル等の明確化、学びの目標の共有→②効果的な教育訓練プログラムや教育訓練機会の確保→③学びを後押しする伴走的な支援策の展開→④持続的なキャリア形成につながる学びの実践・評価）**に沿って、「取組の考え方・留意点」と「推奨される取組例」を具体的に提示**。
- 「労使の協働」を実効あるものにするため、①学びの基本認識共有のための**「経営者」の役割**、②学びの方向性・目標の擦り合わせやサポートを行う**「現場のリーダー」の役割**、③自律的・主体的な学び・学び直しの後押し・伴走を行う**「キャリアコンサルタント」の役割**を強調するほか、④**「労働者相互」の学び合いの重要性**も指摘。
- 「Ⅲ 公的な支援策」では、厚生労働省のものにとどまらず、**広く公的な支援策**を掲載。参考になる**「企業事例」**も紹介。

普及・促進

- 労使関係者の協力も得つつ、**経営層から労働者個々人まで広く周知**を図り、「人への投資 施策パッケージ」で拡充されている「Ⅲ 公的な支援策」の活用も促しつつ、「学び・学び直し」の促進に全力で取り組む。

I 基本的な考え方

- 急速かつ広範な経済・社会環境の変化は、企業内における上司・先輩の経験や、能力・スキルの範囲を超えたものであり、企業・労働者双方の持続的成長を図るためには、企業主導型の教育訓練の強化を図るとともに、**労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを促進**することが、一層重要となる。
- 労働者の学び・学び直しを促進するためには、**労使が「協働」して取り組むことが必要**となる。特に、以下の①～④が重要である。
 - ① 個々の労働者が自律的・主体的に取り組むことができるよう、**経営者が学び・学び直しの基本認識を労働者に共有**
 - ② **管理職等の現場のリーダーによる、個々の労働者との学び・学び直しの方向性・目標の「擦り合わせ」や労働者のキャリア形成のサポート**。併せて、**企業による現場のリーダーへの支援・配慮**
 - ③ **キャリアコンサルタントによる**学び直しの継続に向けた**労働者に対する助言・精神的なサポートや、現場のリーダー支援**
 - ④ **「労働者相互」の学び合い**
- 学び・学び直しにあたっては、雇用形態等にかかわらず、学び・学び直しの基本認識の共有や、職務に必要な能力・スキル等の明確化を踏まえた学び・学び直しの方向性・目標の擦り合わせ、学びの機会の提供、学び・学び直しを促進するための支援、学びの実践・評価という、「学びのプロセス」を踏まえることが望ましい。
- 学び・学び直しが実践されることで、学びの気運や企業風土が醸成・形成され、キャリアの向上を実現し、より高いレベルの新たな学び・学び直しを呼び込むという「学びが学びを呼ぶ」状態、いわば、「学びの好循環」が実現されることが期待される。

II 労使が取り組むべき事項

労使が具体的に取り組むべきと考えられる事項について、その考え方・留意点や推奨される取組例を具体化。

1 学び・学び直しに関する基本認識の共有

①経営者による経営戦略・ビジョンと人材開発の方向性の提示、共有

- ・ 企業が、事業目的やビジョン、重視する価値観を明らかにし、今後の経営戦略と人材開発の方向性を提示することは、学びの内発的動機付けにつながることから重要。

2 能力・スキル等の明確化、学び・学び直しの方向性・目標の共有

労働者の学びの目標を決定するため、②～④の取組が必要となる。

②役割の明確化と合わせた職務に必要な能力・スキル等の明確化

- ・ 学び・学び直しの内容や習得レベル、目標等を設定しやすくするため、役割明確化と合わせ、職務に必要な能力・スキル等を明らかにすることが重要。

③学ぶ意欲の向上に向けた節目ごとのキャリアの棚卸し

- ・ 労働者が、今後のキャリアの方向性や学ぶべき内容を考えるにあたって、節目ごとにキャリアの棚卸しを行うことが必要。

④学び・学び直しの方向性・目標の擦り合わせ、共有

- ・ 学び・学び直しを効果的なものとする観点から、学ぶ内容や目標に関して、現場のリーダーが個々の労働者と擦り合わせを行うことが必要。

3 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しの機会の確保

⑤学び・学び直しの教育訓練プログラムや教育訓練機会の確保

- ・ 急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応した学び・学び直しができるよう、外部教育訓練機関の活用など、多様な形態で行うことが必要。
- ・ 自社で得ることのできない能力・スキルや経験の獲得・実践の場として、副業・兼業や在籍型出向を活用し、本業に活かすことが期待される。

⑥労働者が相互に学び合う環境の整備

- ・ 労働者がお互いに学び、高め合う環境を確保することが重要。

4 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しを促進するための支援

⑦学び・学び直しのための時間の確保

- ・ 時間の確保が必要であり、「自己啓発」のうち仕事や業務に資するものについては、時間的配慮を行うことが望ましい。

⑧学び・学び直しのための費用の支援

- ・ OFF-JTとして学び・学び直しを行う場合に要する費用は、基本的に企業の負担となる。「自己啓発」のうち仕事や業務に資するものについては、経済的支援をすることが望ましい。

⑨学びが継続できるような伴走支援

- ・ 定期的・継続的な助言や精神的なサポートを行う仕組みを設けることが望ましい。その際、キャリアコンサルタント等の活用を検討することが望ましい。

5 持続的なキャリア形成につながる学びの実践、評価

⑩身に付けた能力・スキルを発揮することができる実践の場の提供

- ・ 学んだことを業務で実践することで、身に付けた能力・スキルが定着するという効果が期待されることから、企業は、実践の場を提供することが重要。

⑪身に付けた能力・スキルについての適切な評価

- ・ 学び・学び直しやそれにより得られた能力・スキルについて適切に評価を行うことが必要。それにより、新たな目標が生まれ、更なる学び・学び直しにつながることを期待される。

6 現場のリーダーの役割、企業によるリーダーへの支援

⑫学び・学び直しの場面における、現場のリーダーの役割と取組

- ・ 現場の課題を把握し、経営者と労働者との結節点となっている管理職等の現場のリーダーには、個々の労働者との学び・学び直しの方向性・目標の擦り合わせと、労働者の学び・学び直しを含めたキャリア形成のサポートが求められる。

⑬現場のリーダーのマネジメント能力の向上・企業による支援

- ・ 企業は、現場のリーダーがマネジメント能力を向上して求められる役割を果たすことができるよう、また、現場のリーダーが孤立することが無いよう、十分な配慮や支援を行い、過度な業務負担となっている場合には、軽減する等の措置を講ずることが必要。

Ⅲ 公的な支援策

「Ⅱ 労使が取り組むべき事項」のそれぞれの項目に対応する形で、省庁横断的に、公的な支援策を紹介。

紹介方法としては、支援内容だけでなく、申請方法、照会先、リンク先等を明示。